

お知らせ

注意事項

- 1 この確認済証は、建築基準法にもとづく確認であり、土地の権利又は営業関係等について許可したものではありません。
- 2 この確認済証にもとづいて工事をする場合、建築主は近隣住民との間に紛争を生じないよう、格段のご配慮をお願いします。なお、紛争が生じた場合は、その解決に誠意をもってあたってください。
- 3 敷地が官民有地に接する場合は、官民境界の明示を受けた後、着工してください。
- 4 工事に着手したときは、工事現場の見えやすい場所に**確認表示板**を必ず掲示してください。
- 5 建築工事の従事者（設計者、工事監理者、主任技術者等）は、建築基準法、建築士法及び建設業法に規定する適格者を配置してください。
- 6 この確認済証による**計画の内容を変更**しなければならないときは、必ず事前に相談してください。
- 7 工事が完了したときは、必ず完了検査申請書を、完了した日から4日以内に届くよう提出し、**完了検査**を受けてください。
- 8 住居表示を実施している区域内において、新・改築される方は、すみやかに住居表示の提出をしてください。

変更について

- ・ 確認申請時に**施工者が未定**であり、その後に施工者が決定するなど確認申請書の記載内容が変更となる場合は、**記載事項変更届**にて弊社まで報告ください。
- ※ **施工者の決定**の際は、“3. 変更の区分”の工事施工者にチェックをし、“4. 変更理由”に“**施工者決定の為**”と明記ください。記載事項変更届に申請書の2面の**6. 工事施工者が記載されたページ**を添付し提出ください。

中間検査について

※ **確認申請書第三面【17】に特定工程工事が記入されている場合は、建築基準法第7条の3の規定による中間検査が必要です。**

この建築物の工事が中間検査を受ける工程（特定工程（下記参照））の工事を終えたときは、工事を終えた日から4日以内に中間検査の申請を行い、検査を受けてください。なお、中間検査に合格しないと、次の工程（特定工程後の工程）に着手することはできません。

中 間 検 査 対 象 建 築 物 と 検 査 時 期						
● 建築基準法第7条の3第1項第1号に規定する建築物(全国一律)						
対象建築物		構造種別	特定工程			
階数が3以上の共同住宅		RC造又はSRC造	2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事			
● 建築基準法第7条の3第1項第2号に規定する特定行政庁が指定する建築物(特定行政庁毎に異なる)						
【対象建築物】 ※ 下記以外の特定行政庁の場合は、対象建築物の記述内容が異なりますので、ご注意ください。						
対 象 建 築 物	広島県		山口県			
	●棟ごとに新築する戸数が1の住宅 (住宅の用途以外の用途に供する部分 の床面積の合計が延べ面積の1/2 以上であるもの又は50㎡を超えるもの を除く) ●棟ごとに新築する階数が3以上の共 同住宅(法第7条の3第1項1号に規定 する工程を含むものを除く)又は長屋 ※広島県の外、県内全ての特定行政庁が中間検査の 指定をしています。		●分譲を目的とする住宅 ●主要構造部が木造であり、地階を除く階数 が3である住宅 ●主要構造部が鉄骨造であり、地階を除く階 数が3以下、かつ、延べ面積が300㎡以上 1000㎡以下の建築物 ※山口県の外、県内全ての特定行政庁が中間検査の指定をして います。			
			岡山県			
			●法別表第一(イ)欄(1)項から(4)項 までに掲げる用途に供する特殊建 築物のうち、階数が3以上で、延べ 面積が500㎡を超える建築物 ●延べ面積が1,000㎡を超える建 築物 ※岡山県の外、県内では総社市と新見市が中間検査の 指定をしています。			
【検査時期:下記の工事(特定工程)完了時】						
※ 下記は、広島県内の特定工程となります。岡山県、山口県内の場合は特定工程の工事の内容が異なりますので、ご注意ください。						
構造		特定工程		広島県	山口県	岡山県
W造		柱、はり及び筋かい又は耐力壁の建て方工事		○	○	
S造		1階の鉄骨その他の構造部材の建て方工事		○	○	○
RC造		2階の床(平屋の場合は屋根版)及びそれを支えるはりの配筋工事		○	○	
SRC造		2階の床(平屋の場合は屋根版)及びそれを支えるはりの配筋工事		○	○	
PC造		屋根及びそれを支える梁の取付け工事		○	○	
混構造		下記 ※印参照		○	○	
その他の構造		屋根及びそれを支える梁の取付け工事		○	○	

※ 二以上の工程に該当する場合は、いずれか早期に施工するものを、いずれかの工程を二以上に分けて施工する場合は、二以上に分けた工程のうちいずれか早期に施工するものを特定工程とする。（広島県内の特定行政庁指定の場合）

完了検査、中間検査時に添付する工事監理状況報告書等

次の特定行政庁においては、建築基準法施行規則第6条の3に基づく完了検査申請書等に添付する書類を定めています。
報告書等の様式、記載要領並びに三号特例の場合に添付を要する資料、写真等については、各特定行政庁のホームページにお知らせがありますので、詳しくはそちらでご確認ください。
各種書式については、各特定行政庁ホームページからダウンロードの上、提出先を「(株)ジェイ・イー・サポート 代表取締役 佐東 政明」として提出してください。

●広島県・呉市・福山市・東広島市・三原市・廿日市市・尾道市

対象となる建築物		提出する書類	提出時期※1
土砂災害防止法※2に規定する土砂災害特別警戒区域を含む建築物※3		○土砂災害特別警戒区域に係る対策工事状況報告書	確認、中間又は完了
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に規定する特定建築行為をしようとする建築物※4		○省エネ基準工事監理状況報告書※5 標準入力法又は標準計算法、モデル建物法又はモデル建物法(小規模版)、(誘導)仕様基準、仕様・計算併用法	完了
地業工事がある建築物	構造耐力上主要な部分である基礎ぐいの施工があるもの	○地業工事監理状況報告書	中間又は完了
鉄筋コンクリート造の建築物	階数3以上又は延べ面積500㎡超であるもの	○コンクリート工事監理状況報告書 ○鉄筋工事監理状況報告書	中間及び完了
鉄骨造の建築物	階数3以上、延べ面積500㎡超又はスパン15m超であるもの	○鉄骨工事監理状況報告書	中間及び完了
鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物	階数3以上、延べ面積500㎡超又はスパン15m超であるもの	○コンクリート工事監理状況報告書 ○鉄筋工事監理状況報告書 ○鉄骨工事監理状況報告書	中間及び完了
木造の建築物	階数3以上又は延べ面積300㎡超であるもの	○木造工事監理状況報告書(木造軸組工法) ○木造工事監理状況報告書(木造枠組壁工法)	中間及び完了
	建築基準法(以下「法」という。)第6条の4による確認の特例を受けるもの ※6 ※7(福山市)	○壁及び筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置を明示した各階平面図 ○令第46条第4項に規定する基準への適合性審査に必要な事項を明示した書類 ○令第47条第1項に規定する基準への適合性審査に必要な事項を明示した書類	中間
	特定木造建築物※8のうち住宅に限る	○令第47条第1項に規定する基準への適合性審査が必要となる継ぎで・仕口の緊結に使用する金物の仕様表及び標準図(確認申請書に添付したものに変更がない場合を除く。)	

※1…確認:確認申請時 中間:中間検査申請時(中間検査の対象となる建築物に限る) 完了:完了検査申請時 以下同様とする

※2…土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律 ※3…居室を有さない建築物、法第6条第1項第一号から第二号までに規定する建築物等を除く。

※4…対象となる建築物は、特定建築行為のうち、建築確認を要するもの(要確認建築行為)しようとする建築物で、原則として、省エネ適合性判定(同等みなし手続きを含む)を行った建築物が該当します。これ以外にも、要確認特定建築行為を行う住宅で省エネ適合性判定に替えて(誘導)仕様基準に適合したもの、住宅設計性能評価を受けたもの、長期優良住宅の適合確認を受けたものなどが該当します(法第6条第1項三号に掲げる建築物で建築士の設計及び工事監理に係るものを除く)。 ※5…住宅については断熱材の仕様や設置状況が分かる施工写真の添付が必要となります。

※6…下記の「共通(検査の特例を受ける建築物)」の欄もご確認ください。 ※7福山市については、下記の「●福山市」によります。

※8…施行規則第1条の3に規定する特定木造建築物(高さ16m以下の建築物のうち、階数2かつ延べ面積300㎡以下及び平屋かつ延べ面積200㎡超300㎡以下の木造建築物)

● 広島市

対象となる建築物		提出する書類	提出時期※1
鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造で3階以上かつ500㎡以上のもの。		○コンクリート工事施工結果報告書	中間及び完了
(1)鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造で、3階以上又は延べ面積500㎡以上のもの。 (2)スパンが15mを超えるもの。		○鉄骨工事施工状況報告書 ○鉄骨加工工場及び工事現場における試験・検査等の結果	中間及び完了
木造	添付写真	土台と基礎、壁の軸組若しくは耐力壁、屋根の小屋組の工事の各段階での構造耐力上主要な部分の軸組、仕口、継手その他の接合部の金物等の施工状況を写した、次に掲げる部位についての1以上の箇所の写真 (ア) RC造の基礎にあっては、基礎の配筋 (イ) 土台若しくは柱と布基礎の緊結 (ウ) 通し柱(通し柱と同等以上の耐力を有する柱も含む) 横架材との接合部 (エ) 筋かいの端部と、柱とほりその他の横架材とのボルト、かすがい、くぎその他の金物での緊結 (オ) 床及び小屋ばり組の隅角の火打材及び小屋組の振れ止め (カ) 構造耐力上主要な部分である継手又は仕口へのボルト締め、かすがい打、込み栓打ちその他の構造方法による緊結 (キ) 構造耐力上主要な部分である柱、筋かい及び土台のうち、地面から1m以内の部分の防腐措置及び必要に応じてしるありその他の虫による害を防ぐための防蟻措置	法第7条の5の適用を受ける建築物(法第6条の4の確認の特例の適用を受け、建築士の工事監理が行われたもの)の場合
	添付図書	(ア) 添付した写真の概ねの位置を示した平面図(縮尺任意) (イ) 木造部分の壁、筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置を示す図書及び壁量計算書 (ア) 木造の部分の壁、筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置を示す図書及び壁量計算書	中間
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に規定する建築確認を要する特定建築行為(要確認特定建築行為)をしようとする建築物	○省エネ基準工事監理状況報告書 (誘導)仕様基準、標準計算法、仕様・計算併用法、標準入力法、モデル建物法又はモデル建物法(小規模版)	完了
○その他市長が必要と認める書類			中間又は完了

● 福山市

対象となる建築物	提出する書類	提出時期※1
木造(法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物)	壁及び筋かいの位置及び種類、通し柱の位置並びに令第47条第1項に規定する構造方法、当該構造方法による部分の位置を記載した各階平面図	中間

● 新見市

対象となる建築物		提出する書類	提出時期※1
鉄骨造の建築物	ア法別表第1(イ)欄(1)～(4)項までの特殊建築物のうち、階数が3以上で、延べ面積が500㎡を超えるものイ延べ面積が1,000㎡を超えるもの	○鉄骨造建築物施工状況報告書	中間
RC造・SRC造の建築物	階数が3以上の共同住宅	○鉄筋コンクリート造建築物施工状況報告書	中間
○内装仕上げの主要な部分毎の写真(シックハウス関係)(これによることができない場合は、梱包、納品伝票など)			完了

● 共通(検査の特例を受ける建築物)

[中間時]規則第4条の8第1項第2号により、法第7条の5の適用を受ける場合は、工事中の写真を中間検査申請書に添付する必要があります。

[完了時]規則第4条第1項第2号により、法第7条の5の適用を受ける場合は、工事中の写真を完了検査申請書に添付する必要があります。

屋根の小屋裏の工事完了時、構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁、基礎の配筋(RC造の基礎の場合に限る)、その他特定行政庁が必要と認めて指定する工程の終了時における当該建築物に係る構造耐力上主要な部分の軸組、仕口その他の接合部、鉄筋部分等を写した写真及びその他軽微変更関連図書等

完了検査時における工事監理状況書類等提示のお願い

上記添付義務のある工事以外にも、また添付義務のない市町村における完了検査時にも、工事監理されている記録がある場合は、検査の参考資料として提示していただければ幸いです。

工事監理者の監理業務については、建築士法第25条の規定に基づき、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することができる報酬の基準(H21国土交通省告示第15号)の制定に併せて「工事監理ガイドライン」が策定されています。監理業務の一環として写真を記録しておくことが考えられます。